

兵庫県公報

令和8年5月7日 木曜日 第716号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 令和8年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 保安林の指定予定の取消し（治山課）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更（同）	10
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	11

告 示

兵庫県告示第424号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 名称 聖隷淡路病院
所在地 淡路市夢舞台1-1
認定年月日 令和8年4月1日
認定の有効期限 令和11年3月31日
- 名称 母と子の上田病院
所在地 神戸市中央区国香通1丁目1番4号
認定年月日 令和8年5月1日
認定の有効期限 令和11年4月30日
- 名称 松原メイフラワー病院
所在地 加東市藤田944番地25
認定年月日 令和8年5月1日
認定の有効期限 令和11年4月30日
- 名称 公立宍粟総合病院
所在地 宍粟市山崎町鹿沢93番地
認定年月日 令和8年5月1日
認定の有効期限 令和11年4月30日

**兵庫県告示第425号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和8年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和8年8月26日（水）午前10時から

2 試験場所

神戸市東灘区御影中町8-4-14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校

3 試験科目**(1) 筆記試験**

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 技能試験

- ア 繊維の鑑別
- イ 薬品の鑑別
- ウ ワイシャツのアイロン仕上げ（しめしこみ作業含む。）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

5 受験手続**(1) 提出書類等****ア 受験願書**

兵庫県保健医療部生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあつては各衛生監視事務所。姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にあつては各保健所。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさとし、その裏面に氏名を記入したもの。

ウ 履歴書**エ 受験資格を証する書類**

卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県保健医療部生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類）を提示すること。

カ 個人番号を確認できる書類

受験願書に個人番号を記載している場合は、個人番号カード、個人番号が記載された住民票若しくは住民票記載事項証明書の写しのうちいずれかを提示すること。

(2) 提出期間

令和8年6月26日（金）から同年7月9日（木）までの毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。

兵庫県内に住所を有しない者及び兵庫県内に住所を有するがやむを得ず郵送する者については、令和8年7月9日（木）までの消印のある簡易書留に限り兵庫県保健医療部生活衛生課にて受け付ける。

(3) 提出先**ア 兵庫県内に住所を有する者**

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県保健医療部生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円（兵庫県収入証紙、キャッシュレス決済又は電子納付による）

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚、必要な場合は腕時計（スマートウォッチ等多機能時計は使用を認めない）

【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント又はポリエステル混紡（綿35パーセント以上）、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

令和8年9月28日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）

(2) 場所

兵庫県保健医療部生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

古市土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏名
酒井利孝

住所
丹波篠山市油井669番地



兵庫県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

篠山川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏名
倉掛英介

住所
丹波篠山市本明谷35番地



兵庫県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市木見土地改良区

退任役員

役員の区分

氏名

住所

理事	梁 瀬 稔	神戸市西区押部谷町木見90番地
同	中 川 忠 彦	同 市同区押部谷町木見575番地の1
同	中 垣 聖 一	同 市同区押部谷町木見187番地
同	中 垣 正 光	同 市同区押部谷町木見186番地の3
同	山 口 保 博	同 市同区押部谷町木見597番地
監事	梁 瀬 浩 幸	同 市同区押部谷町木見675番地
同	中 谷 勝 已	同 市同区押部谷町木見368番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	中 川 忠 彦	神戸市西区押部谷町木見575番地の1
同	中 垣 聖 一	同 市同区井吹台北町1丁目18番地617号
同	中 垣 正 光	同 市同区押部谷町木見186番地の3
同	山 口 保 博	同 市同区押部谷町木見597番地
同	梁 瀬 正 一	同 市同区押部谷町木見404番地
監事	梁 瀬 稔	同 市同区押部谷町木見90番地
同	梁 瀬 浩 幸	同 市同区押部谷町木見675番地



兵庫県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年5月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
東高室土地改良区	令和8年4月1日



兵庫県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年5月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
神吉大池土地改良区	令和8年4月1日



兵庫県告示第431号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和8年5月7日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
伊丹市
- (2) 調査を行った期間
令和5年7月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
伊丹市（瑞ヶ丘4丁目の一部）の街区境界調査図及び街区境界調査簿
- (4) 調査を行った地域
伊丹市瑞ヶ丘4丁目

- (5) 認証年月日
令和8年4月22日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
高砂市
- (2) 調査を行った期間
平成20年7月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称
高砂市（高砂町の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
高砂市高砂町
- (5) 認証年月日
令和8年4月22日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成30年11月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（山南町谷川の一部（山南町谷川IV））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町谷川
- (5) 認証年月日
令和8年4月22日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
令和4年10月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町下小倉の一部（柏原町下小倉I））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町下小倉
- (5) 認証年月日
令和8年4月22日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
令和4年10月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町柏原、見長の各一部（柏原町柏原IX・見長））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町柏原及び見長
- (5) 認証年月日
令和8年4月22日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和5年7月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文土井1-2地区（倭文土井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文土井

- (5) 認証年月日
令和8年4月22日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡福崎町
- (2) 調査を行った期間
令和5年6月から令和6年10月まで
- (3) 成果の名称
福崎町山崎の一部（191-C）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
福崎町山崎
- (5) 認証年月日
令和8年4月22日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
令和3年9月から令和7年1月まで
- (3) 成果の名称
神河町長谷の一部（長谷(1)大川原(1)地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神河町長谷
- (5) 認証年月日
令和8年4月22日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
令和3年9月から令和7年2月まで
- (3) 成果の名称
神河町山田の一部（山田2地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神河町山田
- (5) 認証年月日
令和8年4月22日



兵庫県告示第432号

令和8年兵庫県告示第319号により保安林の指定の予定に関する告示を行った次の保安林予定森林について、保安林の指定の予定を取り消す。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町古市字三谷山1、1の3、1の7、124から130まで、132から134まで



兵庫県告示第433号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 ハリマ化成株式会社加古川製造所
 加古川市野口町水足671-4
 取締役所長 藤 本 恵 弘
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 ハリマ化成株式会社加古川製造所
 加古川市野口町水足671-4
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号リ 廃ガス洗浄施設	
能	力	処理風量 54~83m ³ /分 吐出量 160L/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手から1年後	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6~7	5~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,000	10,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5,000	10,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	30	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.02

備考 当該施設からの汚水は全量外部委託処理し、他工程で排出水量の変更を行うため汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年5月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境保全課



兵庫県告示434号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
工場長 高野彰夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	96枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9~10	9~10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,500,000	1,500,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,500,000	2,500,000
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.006

備考 汚水等は外部委託処理をするため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年5月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第435号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
伊丹市緑ヶ丘七丁目1番1及び川西市久代五丁目478番の各一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第436号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
川西市丸の内町1番20の全部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号に該当



兵庫県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年5月7日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月7日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	小野市市場町字寺ノ下1192番1から 同市大島町字宮ノ上1330番15まで	旧	6.0から 11.0まで	304.0	
		新	9.0から 11.0まで	304.0	



兵庫県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年5月7日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月7日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町香住区七日市字西稲葉232番10から	旧	7.0から 19.0まで	274.0	
	同郡同町香住区七日市字大縄地343番1まで	新	11.0から 25.0まで	275.0	



兵庫県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和8年5月7日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町香住区七日市字下川原176番9から	旧	6.0から 18.0まで	205.0	一部 予定地
	同郡同町香住区七日市字東稲葉265番2まで	新	11.0から 18.0まで	205.0	

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。
 ついては、当該意見を次のとおり縦覧に供する。
 令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）川西市東畦野一丁目計画
 所在地 川西市東畦野一丁目347番外
- 2 法第8条第1項の規定により川西市から述べられた意見の概要
 - (1) 川西市環境保全条例及び環境保全条例施行規則を遵守すること。
 - (2) 工事着手前に地元自治会、付近住民等に対し、工事に係る説明を十分に行うこと。
 - (3) 公害関係法令等に定める特定建設作業を実施する場合は、当該作業着手7日前までに環境政策課に届出を行うこと。
 - (4) 工事敷地内の事故等により環境への影響が著しいものとなるおそれがある場合、直ちに環境政策課に通報するとともに、その影響を防止し、速やかに復旧するよう努めること。
 - (5) 工事車両の通行等について、通行経路周辺の民家等に対して、騒音・振動等の影響を軽減するよう努めること。
 - (6) 公害関係法令等に定める特定施設を設置する場合は、施設設置工事前の届出又は許可が必要となるため、環境政策課に設置予定施設について説明を行い、届出等を行うこと。

- (7) 第3次川西市環境基本計画及び生物多様性ふるさと川西戦略（2024年度改訂版）に配慮すること。
- (8) 川西市開発行為等指導要綱を遵守すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年5月7日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年5月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市殿原町字ナゴメ416番5、416番21
同 市同 町字長田469番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市大内町458番地の3
播州商運倉庫株式会社 代表取締役 増田 肇
- 3 許可年月日及び許可番号
令和8年1月13日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13号（7加西）